

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【事業年度】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年4月 24 日

第 21 期（自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日）

株式会社エーエージェント
(Agent Inc.)

代表取締役 四宮 浩二

東京都渋谷区道玄坂 2-25-12 道玄坂通 5F

03-3780-3911

執行役員 財務経理本部管掌 阿部 永吾

株式会社日本 M&A センター
代表取締役社長 竹内 直樹
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

03-5220-5454

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社エーエージェント
<https://agent-network.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 19 期	第 20 期	21 期
決算年月	2023 年 1 月	2024 年 1 月	2025 年 1 月
売上高 (千円)	5,542,242	5,614,239	5,625,907
経常利益 (千円)	110,281	56,630	114,926
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	51,059	8,124	57,406
包括利益 (千円)	51,059	8,124	57,406
純資産額 (千円)	265,775	240,400	297,806
総資産額 (千円)	2,098,857	2,388,094	2,419,592
1 株当たり純資産額 (円)	53.16	48.08	59.56
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	6.70 (－)	－ (－)	3.51 (－)
1 株当たり当期純利益 (円)	10.21	1.62	11.48
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	－	－	－
自己資本比率 (%)	12.7	10.1	12.3
自己資本利益率 (%)	19.2	3.2	19.3
株価収益率 (倍)	63.7	400.01	56.6
配当性向 (%)	65.6	－	30.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△110,239	△ 123,350	308,144
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△127,050	△ 70,148	△28,495
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	120,890	282,182	△275,819
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,119,855	1,208,538	1,212,367
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	180 〔312.2〕	137 〔256.6〕	142 〔154.3〕

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 19 期の期首から適用しており、第 19 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔〕外数で記載しております。
4. 第 21 期の 1 株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2004 年4月	東京都渋谷区において有限会社エージェント設立
2006 年1月	資本金を 300 万円から 1,000 万円に増資
2月	有限会社から株式会社へ組織変更
6月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設
7月	労働者派遣事業許可(派 13-301834)取得
2009 年1月	資本金を 1,000 万円から 5,000 万円に増資
7月	プライバシーマーク(10861881(03))使用許諾事業者の認定取得
2014 年4月	コーポレートロゴリニューアル
10月	有料職業紹介事業許可(13-ユ-306731)取得
2015 年3月	東京都渋谷区内で本社移転
2016 年2月	愛知県名古屋市に名古屋オフィス開設
8月	大阪府大阪市内で大阪オフィス移転
2017 年1月	福岡県福岡市に福岡オフィス開設
2018 年6月	広島県広島市に広島オフィス開設
2019 年1月	宮城県仙台市に仙台オフィス開設
2019 年 12 月	北海道札幌市に札幌サテライト・オフィス開設
2020 年4月	東京都渋谷区内でオフィス増設 東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2021 年2月	会社分割により anyenv 株式会社を設立
2023 年7月	東京都渋谷区内で本社オフィス移転
2023 年 11 月	新規設立によりソーシャルシフト株式会社を設立

3【事業の内容】

当社の総合人材サービス事業は、日本の 7 つの社会課題に関連する領域において、様々なサービスを展開しております。当社は「総合人材サービス事業」の単一セグメントで事業展開しているため、セグメント別の記載は省略しております。

＜7つの社会課題領域＞

(1) デジタルデバイド領域

情報通信技術へのアクセスや利用の格差を縮小し、デジタル化がもたらす恩恵を全ての人々が享受できるようにすることを目的として、企業、地方公共団体、個人向けに、DX をサポートするプロジェクト実行支援、IT 人材の派遣、デジタルトレーニング、IOT 機器やツールの提案・運用保守、DX を実現するシステム開発からコンサルティングに取り組んでおります。

(2) 教育格差領域

収入や地域、家庭環境などによる教育機会や教育成果の格差を是正し、すべての子どもたちに平等な教育機会を提供することを目的として、地方公共団体、教育委員会向けに、教育現場の ICT 環境をサポートするプロジェクト実行支援、ICT 支援員の派遣、IOT 機器やツールの提案・運用保守、AI を活用したヘルプデスク対応に取り組んでおります。

(3) 地方創生領域

地域の特性や資源を活用し、地域の魅力を高め、人口減少や地域の活力低下に対処することを目的として、地方公共団体向けに財源確保をサポートするための納税企業の取次や、公民連携プロジェクトを後押しする企業とのマッチング、地域活性化企業人の提供に取り組んでおります。

(4) 環境エネルギー領域

環境負荷の低減、持続可能なエネルギー政策、環境保護を推進し、持続可能な社会の構築することを目的として、企業、地方公共団体にに向けたクリーンエネルギーの普及を通じた脱炭素化を進めるためのサポート、再生可能エネルギーの導入支援やエネルギー効率向上に向けて取り組んでおります。

(5) 人材不足領域

労働力の需給バランスを改善し、産業の競争力を維持するための人材確保や、職業選択、スキル開発をすることを目的として、職業選択の幅を広げるキャリア支援や IT や AI をはじめとする高度スキル開発サポートを通じて成長産業への人材シフトを後押しし、企業ニーズに応じた即戦力となる人材の迅速なマッチングの実現に向けて取り組んでおります。

(6) 産業創出領域

新しい技術やサービス開発を通じたイノベーションを支援し、新しい産業の創出と経済成長を促進することを目的として、企業、地方公共団体、個人向けに、次世代の起業家を育成するスタートアップキャンパスの運営や、企業内外の人材が持つアイデアを実現させるための新規事業開発プログラムの提供、先端技術や市場トレンドに基づくビジネスモデルの検証や、資金調達・市場展開の支援に向けて取り組んでおります。

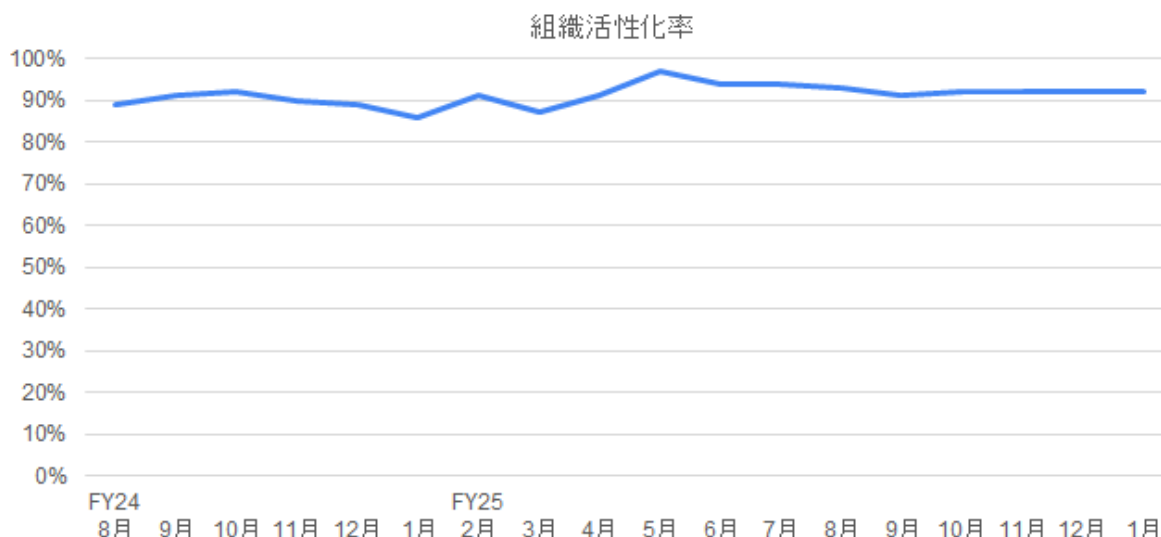
(7) 社会保障領域

社会保障領域では、社会保障、老後生活、医療、介護、子育て支援など、国民の安定した生活を支える社会保障制度の改革や拡充を推進することを目的として、キャッシュレスサービスの普及による生活の利便性向上や、金融教育の提供を通じた資産形成の支援、医療・介護サービスのデジタル化や、子育て支援における支援制度の情報提供に向けて取り組んでおります。

人的資本に関する指標

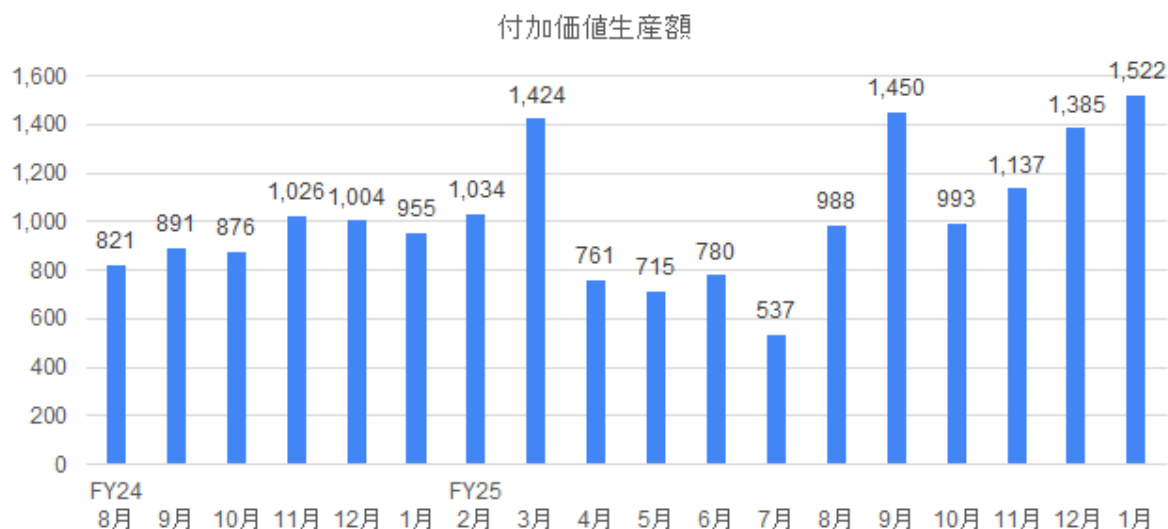
項目	内容
組織活性化率	当社グループの Teampot 上におけるコミュニケーション実施率
一人当たりの付加価値生産額	当社グループの一人当たりの付加価値生産額

[組織活性化率]



[一人当たりの付加価値生産額]

(単位: 千円)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有割 合(%)	関係内容
(連結子会社) anyenv 株式会社 (注)1. 2	東京都 渋谷区	5	ソフトウェアの 受託・開発	100.0	ソフトウェア開発の委託、 資金借入、役員の兼任あり。
(連結子会社) ソーシャルシフト株式会社 (注)2	東京都 渋谷区	20	人材育成のための 教育事業、 労働者派遣事業、	100.0	人材派遣、役員の兼任あり。

(注)1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025 年1月 31 日現在

従業員数(名)	142 (154.3)
---------	-------------

(注)従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均雇用人員を()外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2025 年1月 31 日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
122 (153.8)	34.0	4 年 10 ヶ月	5,135

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第 21 期連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

当連結会計年度期間における我が国経済は、経済社会活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが期待されるものの、世界的な金融引き締めやエネルギーコストおよび原材料価格の上昇による物価上昇が継続し、個人消費や企業の設備投資に及ぼす影響は今後も長期化することが懸念されています。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2024 年の平均有効求人倍率(季節調整値)は 1.25 倍、また 2024 年 12 月の完全失業率(季節調整値)は 2.5%となり、日本の労働市場は安定しているものの、人材不足や賃金上昇圧力といった課題が引き続き存在しています。

このような市場環境のもと、当社グループでは、「次代を創る」というパーパスを掲げ、デジタルデバイド、人材不足、教育格差、地方創生、環境エネルギー、人材不足、産業創出、社会保障といった日本の7つの社会課題に取り組み、これらの解決を目指した事業を創出・推進するソーシャルベンチャーとして、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、当社グループは 2034 年までに 300 のソーシャルビジネスを創出するというヴィジョンを掲げ、社会課題解決型の事業を生み出すプラットフォーム企業を目指して、問題解決に必要な人材と事業を育成・支援してまいります。

当連結会計年度は、主力となるデジタルデバイド領域において、主要クライアントである携帯キャリアやメーカー向けの人材派遣業務や販売員向けのデジタルトレーニング業務が好調に推移したことに加え、中小企業の DX 支援を行う新規プロジェクトなどの受注が増加しました。教育格差領域では、自治体・教育機関向けの ICT 支援サービスが好調に推移し、人材不足領域では、在宅ワーカーを活用したリモートセールスサービスの受注数が増加、産業創出領域では、次世代の起業家を育成するスタートアップキャンプの運営が本格的に稼働しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は 5,625,907 千円(前期比 0.2%増)、営業利益は 113,838 千円(前期比 56.0%増)となり、経常利益は 114,926 千円(前期比 102.9%増)、親会社株主に帰属する純利益は 57,406 千円(前期比 606.5%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第 21 期連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は、前連結会計年度末に比べ 3,829 千円増加し、1,212,367 千円となりました。

また、当会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、308,144 千円の収入(前年同期は、123,350 千円の支出)となりました。

これは、主に契約負債の増加 159,029 千円による資金の増加、仕入債務の増加 34,531 千円等による資金の増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、28,495 千円の支出(前年同期は、70,148 千円の支出)となりました。

これは、主に無形固定資産の取得による支出 22,375 千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、275,819 千円の支出(前年同期は、282,182 千円の収入)となりました。

これは、主に長期借入金の返済による支出 274,882 千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 販売実績

当社は「総合人材サービス事業」の単一セグメントで事業展開しているため、セグメント別の記載は省略しております。

(注) 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の、総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	第 20 期連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)		第 21 期連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グーグル合同会社	1,484,245	26.4	1,796,094	31.9
株式会社博報堂プロダクツ	1,057,684	18.8	922,652	16.4

3【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社グループは、「次代を創る」というパーパスのもと、優秀な専門人材と先端技術を組み合わせたビジネスデザインを行い、社会課題を解決する事業に取り組んでおります。この取り組みを持続可能な活動とするために、経営理念「All-Smile」で定義する、メンバー、パートナー、顧客、社会、そして次世代の5つのステークホルダー(利害関係者)の「笑顔」を、事業を通じて実現していくことを経営方針としております。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、デジタルデバイド、人材不足、教育格差、地方創生、環境エネルギー、産業創出、社会保障といった日本の7つの社会課題に取り組み、これらの解決を目指した事業を創出・推進するソーシャルベンチャーとして、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、当社グループは 2034 年までに 300 のソーシャルビジネスを創出するというヴィジョンを掲げ、社会課題解決型の事業を生み出すプラットフォーム企業を目指して、問題解決に必要な人材と事業を育成・支援してまいります。

以上を踏まえ、当社グループでは以下の4点を重点課題と位置づけています。

① 採用ブランディングと人材育成

当社グループの成長を支える人材を獲得するため、求職者に対する認知度の向上に向けた採用投資を行うと共に、事業を生み出すリーダー人材の育成に向けた人事制度の整備し、キャリア形成を支援する教育研修等への積極的な投資も行ってまいります。

② 持続可能な事業モデルへの転換

当社グループで展開する様々なサービスを、長期にわたって成長を見込むことができる持続可能な独立した事業モデルに転換させていくため、撤退基準を明確化して、事業の自立度合を図る事業レベルを設計し、秩序のある事業管理を行ってまいります。

③ 成長を牽引するコアビジネスの確立

当社グループ全体の成長を牽引するコアビジネスをデジタルデバイド領域における専門人材を通じた顧客課題の解決を図る人材ソリューションモデルに設定し、同業他社、周辺事業を含めた M&A を積極的に行ってまいります。

④ ソーシャルビジネス創出体制

当社グループが取り組んできた次世代の起業家を育成するスタートアップキャンパスの事業拡大に加え、そのプラットフォームを基盤に、社内だけでなく社外からも事業開発を行う人材を募り、ソーシャルビジネスの創出件数を加速させてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業活動に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下の通りです。ただし、これらは当社に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載された以外の予見しがたいリスクも存在します。当社の事業、業績及び財政状態は、かかるリスク要因のいずれによっても著しい悪影響を受ける可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定の業務分野への依存について

当社事業は、全売上に対するデジタルデバイド領域の売上が売上構成比の大部分を占めております。そのため、サービス提供に当たっては、最新の業界動向を踏まえた適切なサービスを提供するべく、従業員への指導・管理を徹底しておりますが、急激な業界動向の変化があった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社では、当該事業へ過度に依存することがないよう、その他の事業の展開にも注力してまいります。

(2) 人材の確保について

当社の事業における重要な要素の一つは人材の確保・定着であります。現在、優秀な人材の確保・定着のため、就業環境の整備・向上や社内のコミュニケーションを円滑化するためのツールの導入等の各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などによりクライアントニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業の許認可・法的規制について

当社は、厚生労働大臣の許可を受け、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行っております。一般労働者派遣事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」と記載します。）において派遣元事業主が欠格事由に該当したり、法令違反に該当した場合には、事業許可の取り消しもしくは業務停止を命じられる旨が規定されております。また、有料職業紹介事業についても職業安定法に基づき、同様に処分がなされる旨が規定されております。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派 13-301834	2029 年6月 30 日	労働者派遣法第 14 条
有料職業紹介事業許可	13-ユ-306731	2027 年9月 30 日	職業安定法第 32 条の9

また、人材派遣事業に適用される労働基準法、労働者派遣法、職業安定法、その他関連法令は、労働市場を取り巻く社会情勢の変化に応じて改正等が行われる可能性があります。

当社は、社員教育やモニタリングにより、法令遵守に努めると共に、法改正等に関する情報収集、対応を随時実施しておりますが、当社もしくは従業員による重大な法令違反が発生し、事業許可の取り消しや業務停止が命じられた場合や法改正等へ対応するための多額の投資が必要となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合について

当社の事業領域については、既に入場している会社を含めて競合会社が多数存在しております。当社は、自社雇用を中心に、多様な人材の受け入れとその育成を通じて、クライアントの幅広いニーズに応えられる体制を強めとし、競合会社との差別化を図ってまいります。競争がさらに激化した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 景気変動や社会情勢の変化について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律の改正などの動きに影響を受けやすい業界であります。当社の事業領域においては慢性的な人材不足が続いており、今後も人材の需要は増加するものと見込んでおりますが、景気動向等により当社に対する人材派遣や人材紹介の需要が減少する可能性があります。また、法改正により社会保険制度の見直し等があった場合には、当社の費用の多くを占める人件費が増加し、利益を圧迫する要因となります。このように人材サービス業界で事業を行っていることにより、景気変動や法改正等の様々な外的要因が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社の事業においては、スタッフ情報や求職者情報などの個人情報を扱う機会が多く、その取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、十分な管理体制を構築するよう取り組んでおります。その対応としてプライバシーマークを取得するとともに、入社時の研修、及び継続的な研修を行っております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用の失墜による売上の減少や、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 海外事業の展開について

当社の事業においては、海外展開を今後の中長期的な成長の機会として位置付け、積極的に投資を行っております。具体的にはアジア諸国において現地企業と提携し、日本企業への外国人の紹介を進めており、その中でもインドを海外展開における重要な国の一つと位置づけ、事業拠点を設置しております。

海外事業の展開においては、国際政治に関わるリスクや地域特性、為替によるリスク等の多岐にわたるリスクがあり、このようなリスクに適切な対応が行えない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、第5【発行者の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況等】に記載の通り、現在の規模に合わせて、適切に整備しております。また、今後の事業拡大を見据えて更なる人員確保や体制の強化を継続的に進めていく予定であります。また、それらの体制の構築が適時適切に対応できなかった場合、業務に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 特定の取締役への依存について

当社の代表取締役である四宮浩二は、当社の創業者であり、会社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 大株主との関係について

当社の株式の大多数を保有する株式会社エーエージェントホールディングス（以下、「同社」とします。）は、当社の創業者であり代表取締役である四宮浩二の個人資産管理会社であり、同社株式の全てを四宮浩二が保有し、かつ代表取締役を兼任しております。

当社と同社との取引関係はなく、同社は当社の親会社には該当しないと認識しております。また、当社は経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等について独自に意思決定を行っており、大株主からの独立性は確保されております。

しかしながら、今後、同社と当社との関係が変化し、当社経営の基本方針、役員の構成、陣容その他株主総会承認事項となる重要な政策等について、当社とエーエージェントホールディングスの間に意見の相違が生じ、当社の迅速な意思決定に遅れが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本 M&A センター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

1 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過し

た日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

3 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

4 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

5 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場

- 合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)
- は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- 6 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- 7 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- 8 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- 9 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- 10 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- 11 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- 12 株式の譲渡制限
- 当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- 13 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- 14 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- 15 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- 16 全部取得
- 当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- 17 反社会的勢力の関与
- 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

18 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日（2025 年4月 24 日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末と比べ 59,480 千円増加し、2,058,663 千円となりました。これは、主に、売掛金が 43,551 千円、その他流動資産が 14,244 千円それぞれ増加したこと等によるものです。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 27,982 千円減少し、360,929 千円となりました。これは主に、建物・その他の器具備品等の有形固定資産の減価償却累計額が 9,263 千円増加したこと、投資有価証券が 10,034 千円減少したこと、ソフトウェア等の無形固定資産が 5,939 千円減少したこと等によるものです。

（流動負債）

当連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 212,527 千円増加し、1,488,232 千円となりました。これは主に、契約負債が 159,029 千円、買掛金が 34,531 千円増加したこと等によるものです。

（固定負債）

当連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 238,435 千円減少し、633,553 千円となりました。これは主に、長期借入金が 238,260 千円減少したこと等によるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 57,407 千円増加し、297,806 千円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が 57,407 千円増加したことによるものです。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

（5）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主に本社移転に伴う建物附属設備や備品の取得等を目的として実施しており、設備投資の総額は 44,587 千円となりました。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

2025 年1月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 他 (東京都渋谷区 他)	本社機能 営業所	33,869	82,671	16,979	133,519	99
大阪オフィス (大阪府大阪市)	営業所	3,477			3,477	4
名古屋オフィス (愛知県名古屋市)	営業所	1,649	—	—	1,649	2
福岡オフィス (福岡県福岡市)	営業所	2,862	—	—	2,862	9
広島オフィス (広島県広島市)	営業所	4,122	—	—	4,122	2
仙台オフィス (宮城県仙台市)	営業所	4,303	—	—	4,303	2
札幌オフィス (北海道札幌市)	営業所	8,564	—	—	8,564	3

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	事業年度末現在発行数 (2025年1月31日)	公表日現在発行数 (2025年4月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年2月1日～ 2025年1月31日	—	5,000,000	—	50,000	—	—

(6)【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以 外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	50,000	—	—	—	50,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(7)【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エーエージェントホールディングス(注)	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目3番14号	100	0.00
計	—	5,000,000	100.00

(注) 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025 年1月 31 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

配当につきましては、事業拡大に向けた事業投資や財務体質の強化を行うと共に、配当性向 30%を目安として、安定的かつ持続的に配当の実施に努めてまいります。内部留保資金につきましては、新事業拠点の開設等や新規事業領域への事業投資、長期運転資金の原資として有効活用していく予定です。

当連結会計年度に係る剰余金の配当は、決算および剰余金の状況を勘案し、実施しておりません。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 19 期	第 20 期	第 21 期
決 算 年 月	2023 年1月期	2024 年1月期	2025 年1月期
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 当社株式は 2020 年4月 28 日付けで上場しております。なお、2020 年4月以降については、売買実績がないため、記載しておりません。

【最近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024 年8月	2024 年9月	2024 年10月	2024 年11月	2024 年12月	2025 年1月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2024 年8月から 2025 年1月までにおいては売買実績がないため記載しておりません。

5【役員の状況】

男性 5名 女性 0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	代表執行役員	四宮 浩二	1979 年5月 23 日	2004 年4月 当社設立 代表取締役(現任) 2018 年10月 当社執行役員 2020 年4月 当社代表執行役員(現任) 2022 年7月 anyenv(株)代表取締役(現任) 2023 年11月 ソーシャルシフト(株)代表取締役(現任)	(注)2	4,999,900 (注)4
取締役	執行役員	明石 健太郎	1983 年8月 3日	2006 年4月 当社入社 2011 年8月 当社セールスソリューション事業部 ゼネラルマネージャー 2014 年7月 当社取締役 2018 年10月 当社取締役 執行役員(現任)	(注)2	—
取締役		正生 貴史	1975 年6月 12 日	2001 年4月 アクセンチュア(株)入社 2006 年1月 (株)insprout 創業 同社取締役(現任) 2018 年10月 当社取締役(現任)	(注)1、2	—
取締役		藤田 真裕	1984 年8月 17 日	2007 年4月 (株)リクルートホールディングス入社 2012 年1月 (株)リクルートグローバルインキューベーションパートナーズ Country Manager 2014 年5月 LUCHE HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director(現任) 2014 年8月 (株)ギフトモール創業 同社代表取締役(現任) 2018 年10月 当社取締役(現任)	(注)1、2	—
常勤監査役		金子 隆	1959 年4月 5日	1982 年4月 (株)日本長期信用銀行(現株)SBI 新生銀行)入行 1998 年12月 パークレイズ信託銀行(株)(現三井住友信託銀行(株))入行 2000 年3月 日立ソフトウェアエンジニアリング(株)(現株)日立ソリューションズ)入社 2015 年4月 (株)日立製作所転籍 (株) 2018 年11月 (株)中央コンタクト入社 (株) 2020 年3月 (株)トップゲート常勤監査役 2024 年3月 当社監査役(現任)	(注)3	—
			計			4,999,900

- (注) 1. 取締役 正生貴史、藤田真裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、2023 年4月 25 日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
3. 監査役 金子隆の任期は、2024 年3月 29 日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
4. 代表取締役四宮浩二の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社エーエージェントホールディングスの所有する4,999,900 株が含まれております。
5. 2025 年1月期における役員報酬の総額は 46,860 千円を支給しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会の「困った」を解決する事業を「All-Smile」という経営理念のもとに行っております。株主をはじめとする当社ステークホルダー（利害関係者）の皆様の「笑顔」を創り上げていくためにも、企業価値の持続的な向上が重要であると認識し、常にコーポレート・ガバナンスの強化に努め、法令順守と透明性の高い経営を実行してまいります。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及びその採用理由

当社は、2018年10月23日開催の臨時株主総会決議をもって、取締役会設置会社となりました。また同臨時株主総会にて社外取締役と監査役を選任しております。これにより多彩なキャリア、経験を有するメンバーが多面的な観点から合議により下した的確な意思決定を各取締役が迅速に業務執行する一方、当該意思決定や業務執行に対する監査役による適正な監査を可能とし、現状の事業内容・事業規模に応じたコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できる体制を構築しております。今後も事業の規模拡大や事業内容の変化に応じて適宜体制の見直しを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名から構成され、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行取締役（代表取締役及び各担当取締役）の業務執行を監督しております。また、取締役会における経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため、豊富な知見・経験を有する社外取締役を選任しております。社外取締役との間で資本的関係その他特別の利害関係はありません。

取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、業務執行取締役に委任しております。業務執行取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を、社外取締役2名と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(監査役)

当社の経営の監査機能として監査役があり、監査役は取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べる等によって、業務執行取締役の業務執行及び他の取締役の職務執行に対する監査を行っております。社外監査役の金子隆と当社には人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を、監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(執行役員)

当社の執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示のもと、法令、定款、社内規程、取締役会決議等に従い、業務執行取締役から授權された範囲の「業務執行機能」を担い業務を遂行しております。

(事業企画会議)

事業企画会議は、毎週木曜日に開催され、業務執行取締役、執行役員で構成されており、当社の事業活動の推進・管理・統制、各部門の横断的総合調整等、円滑な事業運営に関して審議し、適正な実行を推進する機関としております。

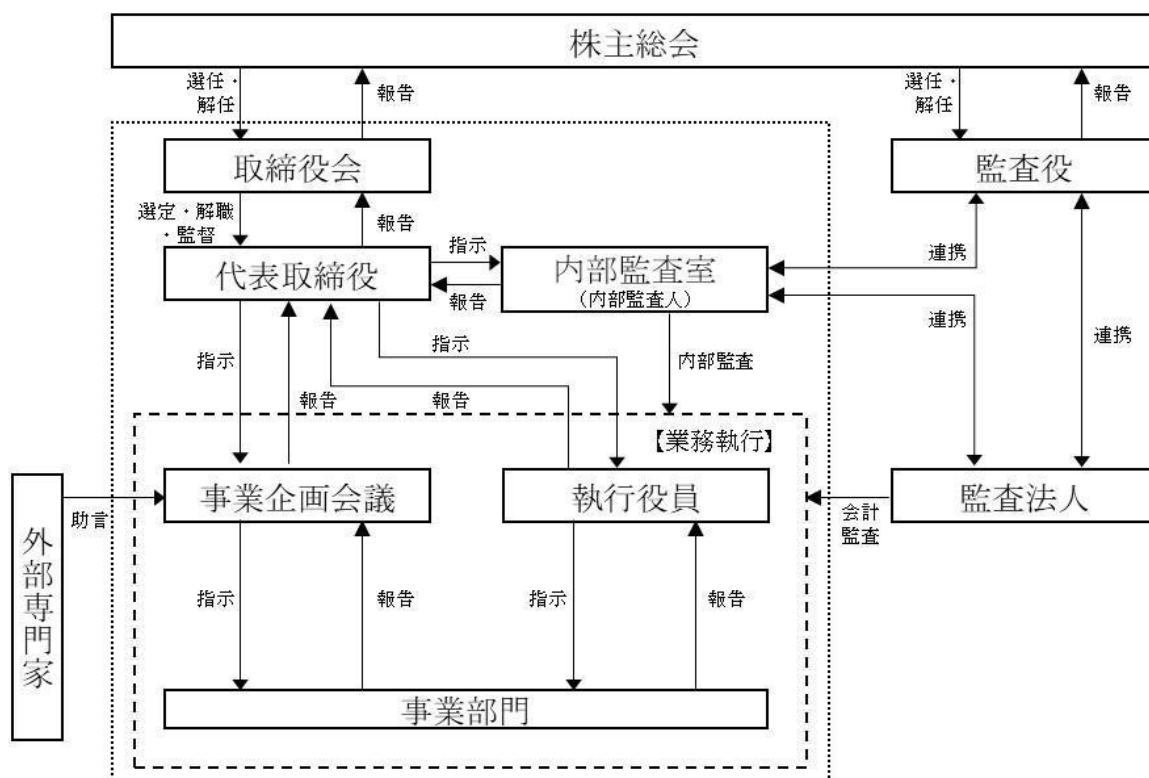
(内部監査)

当社は、内部監査の専任部署である内部監査室を設置しており、事業年度毎に内部監査計画を策定し、業務及び制度運用について法令・社内諸規程に基づき適正に行われているかを監査しております。また内部監査実施毎に監査役や監査法人への内容報告、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役や監査法人と常に連携を保ち、監査機能の強化の一端を担っております。

(会計監査)

当社は、南青山監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は荏澤政男氏、中島敦史氏、高口洋士氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名であります。



③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

④リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコンプライアンス本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の所得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第 165 条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑥中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任

当社の取締役の員数は 10 名以内としており、その選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	39,000	39,000	—	—	2
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	7,860	7,860	—	—	4

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(円)	非監査業務に 基づく報酬(円)
発行者	11,000,000	—
連結子会社	—	—
計	11,000,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、適切に決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、連結会計年度(2024 年2月1日から 2025 年1月 31 日まで)の連結財務諸表について、南青山監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 208, 538	1, 212, 367
売掛金	※2 733, 232	※2 776, 782
未収還付法人税等	22, 775	16, 041
その他	42, 296	56, 540
貸倒引当金	△7, 658	△3, 070
流動資産合計	1, 999, 183	2, 058, 663
固定資産		
有形固定資産		
建物	76, 123	76, 123
その他	37, 817	35, 895
減価償却累計額	△26, 926	△36, 189
有形固定資産合計	87, 014	75, 828
無形固定資産		
ソフトウェア	70, 862	82, 671
ソフトウェア仮勘定	17, 748	—
無形固定資産合計	88, 610	82, 671
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 33, 051	※1 23, 017
敷金及び保証金	153, 746	150, 606
繰延税金資産	24, 035	27, 090
その他	39, 469	25, 101
貸倒引当金	△37, 017	△23, 387
投資その他の資産合計	213, 286	202, 428
固定資産合計	388, 910	360, 929
資産合計	2, 388, 094	2, 419, 592

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	371,614	406,145
1 年内返済予定の長期借入金	274,882	238,260
未払費用	130,886	126,709
未払消費税等	6,927	23,033
契約負債	400,468	559,498
その他	90,927	134,586
流動負債合計	1,275,705	1,488,232
固定負債		
長期借入金	871,813	633,553
その他	175	—
固定負債合計	871,988	633,553
負債合計	2,147,694	2,121,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	190,400	247,806
株主資本合計	240,400	297,806
純資産合計	240,400	297,806
負債純資産合計	2,388,094	2,419,592

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 2 月 1 日 至 2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日)
売上高	※1 5,614,239	※1 5,625,907
売上原価	4,094,135	3,813,137
売上総利益	1,520,104	1,812,770
販売費及び一般管理費	※2 1,447,146	※2 1,698,931
営業利益	72,957	113,838
営業外収益		
受取利息	96	139
貸倒引当金戻入	—	696
助成金収入	999	2,166
債務勘定取崩益	1,298	—
償却債権取立益	—	10,484
その他	481	2,706
営業外収益合計	2,876	16,193
営業外費用		
支払利息	6,941	9,193
長期前払費用償却	1,387	140
損害賠償金	10,334	4,500
その他	540	1,271
営業外費用合計	19,203	15,105
経常利益	56,630	114,926
特別損失		
投資有価証券評価損	—	15,000
特別損失合計	—	15,000
税金等調整前当期純利益	56,630	99,926
法人税、住民税及び事業税	59,622	45,574
法人税等調整額	△11,117	△3,054
法人税等合計	48,505	42,519
当期純利益	8,124	57,406
親会社株主に帰属する当期純利益	8,124	57,406

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 2 月 1 日 至 2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日)
当期純利益	8,124	57,406
包括利益	8,124	57,406
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,124	57,406
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	215,775	265,775	265,775
当期変動額				
剰余金の配当		△33,500	△33,500	△33,500
親会社株主に帰属する当期純利益		8,124	8,124	8,124
当期変動額合計	—	△25,375	△25,375	△25,375
当期末残高	50,000	190,400	240,400	240,400

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	190,400	240,400	240,400
当期変動額				
剰余金の配当		—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益		57,406	57,406	57,406
当期変動額合計	—	57,406	57,406	57,406
当期末残高	50,000	247,806	297,806	297,806

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 2 月 1 日 至 2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	56,630	99,926
減価償却費	41,837	42,278
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	26,071	△18,218
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△14,141	—
受取利息	△96	△139
支払利息	6,941	9,193
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	15,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△252,704	△29,988
棚卸資産の増減額 (△は増加)	32,368	—
仕入債務の増減額 (△は減少)	140,718	34,531
未払費用の増減額 (△は減少)	△25,038	△4,627
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△37,712	17,278
契約負債の増減額 (△は減少)	△79,456	159,029
その他	43,126	20,146
小計	△61,453	344,409
利息の受取額	96	579
利息の支払額	△7,039	△10,424
法人税等の支払額	△54,954	△26,419
営業活動によるキャッシュ・フロー	△123,350	308,144

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 2 月 1 日 至 2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△73,383	△2,485
無形固定資産の取得による支出	△13,058	△22,375
投資有価証券の取得による支出	△11,977	△5,000
敷金及び保証金の差入による支出	△22,509	△130
敷金及び保証金の回収による収入	50,852	1,570
その他	△73	△73
投資活動によるキャッシュ・フロー	△70,148	△28,495
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000	—
長期借入れによる収入	630,000	—
長期借入金の返済による支出	△263,312	△274,882
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,005	△937
配当金の支払額	△33,500	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	282,182	△275,819
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	88,682	3,829
現金及び現金同等物の期首残高	1,119,855	1,208,538
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,208,538	※ 1,212,367

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

anyenv 株式会社

ソーシャルシフト株式会社

(2) 非連結子会社の名称

AGTECHPRO Pvt Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～22年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する通常の時点)を含む収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

<総合人材サービス業>

プロダクション事業領域では、企業、地方公共団体、個人向けに、ICT化推進をサポートするプロジェクト実行支援、ICT人材の派遣、デジタルトレーニング、IoT機器やツールの提案・運用保守等のサービスを提供しております。

これらのサービス提供については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス提供のうち、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した額

(単位: 千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	24,035	27,090

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによる回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向を踏まえて設定した売上高をその主要な仮定としています。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、主要な仮定である売上高の前提が経済環境の変化等により影響を受けた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)
投資有価証券	3,775 千円	3,775 千円

※2 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)
売掛金	733,232 千円	776,782 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月31 日)
役員報酬	45,200 千円	46,860 千円
給料手当	626,311 千円	684,877 千円
法定福利費	133,081 千円	129,848 千円
厚生費	12,200 千円	10,134 千円
減価償却費	41,837 千円	42,278 千円
旅費交通費	50,685 千円	53,076 千円
地代家賃	140,572 千円	135,516 千円
貸倒引当金繰入額	26,071 千円	△4,588 千円
外注費	111,232 千円	223,672 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式 の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023 年 4 月 25 日 定時株主総会	普通株式	33,500	6 円 70 銭	2023 年1月31 日	2023 年4月25 日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年4月24日 定時株主総会	普通株式	17,550	3円 51 銭	2025年1月31日	2025年4月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)
現金及び預金勘定	1,208,538 千円	1,212,367 千円
現金及び現金同等物	1,208,538 千円	1,212,367 千円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024 年 1 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 1 月 31 日)
1 年内	108,421	107,311
1 年超	298,157	199,520
合計	406,578	306,832

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取り先の財務状況等を把握することで管理しております。敷金は事務所等に関わる賃貸借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されておりますが、相手先の信用力等を考慮し、必要な相手先については、賃貸借契約時に財務状況等を把握することで管理しております。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後12年であります。このうちの一部は変動金利による資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法で管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。

前連結会計年度(2024 年1月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	153,746	130,184	△23,562
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,146,695	1,151,443	4,748

※1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	29,276
子会社株式	3,775

当連結会計年度(2025年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	150,606	123,045	△27,561
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	871,813	875,599	3,786

※1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	19,242
子会社株式	3,775

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,208,538	—	—	—
売掛金	733,232	—	—	—
合計	1,941,770	—	—	—

※敷金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明のため記載しておりません。

当連結会計年度(2025年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,212,367	—	—	—
売掛金	776,782	—	—	—
合計	1,989,149	—	—	—

※敷金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明のため記載しておりません。

(注)2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	274,882	237,635	228,216	196,706	81,028	128,228
合計	274,882	237,635	228,216	196,706	81,028	128,228

当連結会計年度(2025年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	238,260	228,216	196,081	81,028	42,084	86,144
合計	238,260	228,216	196,081	81,028	42,084	86,144

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年1月31日)

該当事項はありません

当連結会計年度(2025年1月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年1月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	130,184	—	130,184
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,151,443	—	1,151,443

当連結会計年度(2025年1月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	123,045	—	123,045
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	875,599	—	875,599

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、国債等の利回りで割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 29,276 千円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 19,242 千円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について 15,000 千円の減損処理を行っております。

なお、市場価値のない株式等である非上場株式の減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価格が著しく下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
繰延税金資産		
未払家賃	20,146 千円	18,722 千円
返金負債	－千円	－千円
資産除去債務	2,508 千円	3,277 千円
未払事業税	1,533 千円	2,638 千円
貸倒引当金	14,306 千円	8,228 千円
役員賞与引当金	－千円	－千円
未払事業所税	1,155 千円	1,076 千円
減損損失	－千円	－千円
その他	1,200 千円	1,374 千円
税務上の繰越欠損金(注)	45,163 千円	55,168 千円
繰延税金資産小計	86,013 千円	90,486 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△45,163 千円	△55,168 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,814 千円	△8,228 千円
評価性引当額小計	△61,978 千円	△63,395 千円
繰延税金資産合計	24,035 千円	27,090 千円
繰延税金資産の純額	24,035 千円	27,090 千円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	－	－	－	－	－	55,168	55,168
評価性引当額	－	－	－	－	－	△55,168	△55,168
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割額	3.7	2.3
評価性引当額の増減	49.3	3.9
永久差異による調整額	－	0.5
中小法人に対する軽減税率	△1.4	△0.8
その他	△0.6	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.6	42.6

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)
総合人材サービス事業	5,614,239	5,625,907
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,614,239	5,625,907

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	494,089	733,232
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	733,232	776,782
契約負債(期首残高)	479,924	400,468
契約負債(期末残高)	400,468	559,498

契約負債は、主に総合人材サービス事業における大口顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予測される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「総合人材サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	1,484,245	総合人材サービス事業
株式会社博報堂プロダクツ	1,057,684	総合人材サービス事業

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	1,796,094	総合人材サービス事業
株式会社博報堂プロダクツ	922,652	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社に関する注記
株式会社 エージェントホールディングス(非上場)

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)
1株当たり純資産額	48 円 08 銭	59 円 56 銭
1株当たり当期純利益	1 円 62 銭	11 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年2月1日 至 2024 年1月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年2月1日 至 2025 年1月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	8,124	57,406
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	8,124	57,406
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000	5,000,000

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	274,882	238,260	0.81	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	871,813	633,553	0.9	2026～2037 年
合計	1,146,695	871,813	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	228,216	196,081	81,028	42,084

【資産除去債務明細】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の費用の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
株式の名義書換 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り(注) 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 24 日

株式会社エーエージェント
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代 表 社 員 公認会計士 荻澤 政男
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 中島 敦史
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 高口 洋士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーエージェントの 2024 年 2 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーエージェント及び連結子会社の 2025 年 1 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2024 年 1 月 31 日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して 2024 年 8 月 30 日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その

事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上